

高齢者虐待の防止のための指針

俱知安町地域包括支援センター

1 基本的な考え方

俱知安町地域包括支援センターは、高齢者虐待が人権侵害であると認識し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の理念に基づき、高齢者の権利擁護に資することを目的に本指針を作成し、全ての職員は高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見・早期対応に努めることとする。

2 虐待の定義

本指針において虐待とは次の行為をいう。

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3 虐待防止に係る検討委員会の設置

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するため「虐待防止検討委員会」を設置する。

(1) 委員会の構成

ア 課長（委員長を務める。）

イ 所長（委員長代理を務める。）

ウ 管理者

エ 社会福祉士又は社会福祉主事

オ 医療職

カ 介護支援専門員

キ 事務員

(2) 委員会の検討事項は次のとおりとする。

ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。

イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること。

ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。

エ 虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）について、職員が相談・報告及び適切に対応できる体制整備に関すること。

オ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。

カ 前号の再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

(3) 委員会の開催

委員会は概ね年1回以上、委員長の招集により開催する。なお、委員会は必要に応じてテレビ電話装置等を活用して行うことができる。

4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 職員に対する虐待防止のための研修は、虐待の防止に関する基礎的内容等とする。

(2) 虐待防止のための適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止の徹底を図る内容とする。

(3) 研修は概ね年1回程度実施する。

(4) 北海道や後志広域連合が主催する高齢者虐待対応研修を活用することができる。

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 担当するケースについて虐待等を発見した場合は、速やかに事実確認を行いその要因の除去に努めるとともに、虐待防止検討委員会に報告する。

(2) 被虐待者の保護方法や養護者の支援方法については、コアメンバー会議にて決定された処遇方針や役割分担に沿って対応する。

6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

(1) 利用者、利用者家族、介護サービス従事者等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。

(2) 虐待が発生した場合の対応については、『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省老健局）』及び『倶知安町高齢者虐待対応支援マニュアル』に沿って対応する。

7 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族等に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報提供し、必要に応じて相談対応を行う。

8 虐待等に係る苦情の解決

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情を受け付けた職員は内容を所長に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

9 指針の公表

本指針は常時閲覧可能とし、執務室に備え付けるほか、町ホームページにも掲載する。

10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、高齢者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附 則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。